



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔府 令〕

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一)

〔省 令〕

○デクロンプラスの取扱いに関する技術上の基準(許可製造業者に係るものを除く)を定める省令の一部を改正する省令

○厚生労働・経済産業・環境(厚生労働・経済産業・環境一) 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(環境六)

〔法規的告示〕

○デクロンプラスの容器、包装又は送り状にデクロンプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件(厚生労働・経済産業・環境一)

〔その他告示〕

○フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務八八)

三

三

三

二

二

○ミクロネシア連邦における一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件(同八九)
○パプアニューギニア独立国におけるポリオ感染拡大防止及び撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件(同九〇)
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同九一)
○ケニア共和国におけるトゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件(同九二)

四

三

○利根川水系鬼怒川及び男鹿川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件(同七四)
○利根川水系神流川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件(同七五)
○利根川水系湯川、大沢川及び谷沢川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件(同七六)
○都市計画に関する件
(近畿地方整備局二一、二二)
○道路に関する件
(中国地方整備局二六、二八)
○道路に関する件
(九州地方整備局三三)
○都市計画に関する件
(沖縄総合事務局四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省

〔官庁報告〕

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について(気象庁)
九州地方整備局公示(九州地方整備局)

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
(北陸信越運輸局最低賃金公示二)

二〇

九

八

八

八

七

〔公 告〕

諸事項

官庁

公示送達、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

元

二〇

府

令

○内閣府令第十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月十七日

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 高市 早苗

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五条の二の八〔略〕</p> <p>〔②〕 ことも家庭庁長官は、認定法人が審査・証明事業の業務を行わない場合又は認定法人がない場合に限り、審査・証明事業の業務を行うことができる。</p> <p>第五条の二の十二〔略〕</p> <p>〔②〕 前項に規定する認定は、次に掲げる基準により行う。</p> <p>一 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。</p> <p>〔二〇十一 略〕</p> <p>第五条の二の二十四 認定法人は、当該認定法人が行っていた審査・証明事業の業務を第五条の二の八第二項の規定によりことも家庭庁長官が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一 審査・証明事業の業務をことも家庭庁長官に引き継ぐこと。</p> <p>二 審査・証明事業の業務に関する帳簿及び書類をことも家庭庁長官に引き継ぐこと。</p> <p>三 その他このも家庭庁長官が必要と認める事項</p> <p>〔②〕 前項の場合を除くほか、認定法人は、第五条の二の二十の廃止届出書をことも家庭庁長官に提出して審査・証明事業を廃止</p>	<p>第五条の二の八〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>第五条の二の十二〔同上〕</p> <p>〔②〕 前項に規定する認定は、次に掲げる基準により行う。</p> <p>一 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）であること。</p> <p>〔二〇十一 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

したとき又は第五条の二の二十二の規定により認定を取り消されたときは、審査・証明事業の業務に関する帳簿、書類その他このも家庭庁長官が必要と認めるものをことも家庭庁長官に引き継がなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この府令は、公布の日から施行する。

省

令

○厚生労働省
○経済産業省
○環境省
省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高

デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部を改正する省令

（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（昭和七年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条（定義） この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 デクロランプラス 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「施行令」という。）第一条第一項第四十号に規定する化学物質をいう。</p> <p>二〇七（略）</p>	<p>第一条（定義） この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 デクロランプラス 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「施行令」という。）第一条第一項第三十九号に規定する化学物質をいう。</p> <p>二〇七（略）</p>

附則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

○環境省令第六号

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第五の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

環境大臣 石原 宏高

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 18 regarding environmental monitoring equipment and standards.

附則 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省 経済産業省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、デクロロンプラスの容器、包装又は送り状にデクロロンプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高

（傍線部分は改正部分）

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 1 of the Chemical Substances Control Regulations regarding the review and manufacturing of chloro-plastic containers.

その他告示

○外務省告示第八十八号

令和八年二月十九日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億千三百万円

3 贈与の供与期限 令和十年二月二十九日

4 署名者

日本側 田島浩志在フィジー大使

フィジー側 ラトゥ・アトニオ・ランビジ・ランランバヴ保健・医療サービス大臣

令和八年三月十七日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第八十九号

令和八年二月十八日にコロナアで、ミクロネシア連邦における一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 五億三千三百万円

3 署名者

日本側 籠宮信雄在ミクロネシア大使

国際連合人口基金側 ビイディシヤ・ピライ太平洋事務所代表

令和八年三月十七日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第九十号

令和八年二月二十三日にポルトモレスビーで、パプアニューギニア独立国におけるポリオ感染拡大防止及び撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 ポリオ感染拡大防止及び撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 六億六千三百万円

3 署名者

日本側 望月寿信在パプアニューギニア大使

世界保健機関側 ジョサイア・ティコ在パプアニューギニア事務所代表代行

令和八年三月十七日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第九十一号

令和七年十一月十二日にダッカで、円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の令和二年八月十二日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったダッカ都市交通整備計画(IV)の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めににより令和八年十一月十六日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年三月十七日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第九十二号

令和八年一月十二日にナイロビで、ケニア共和国におけるトゥルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 トウルカナ郡における難民及びホストコミュニティのための給水施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 六億六千三百万円
3 贈与の供与期限 令和九年一月三十一日
4 署名者

日 本 側 松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使
国際連合側 アナクラウディア・ロスバツハ国際連合人間居住計画事務局長

令和八年三月十七日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第九十三号

令和八年二月二十日にアビジャンで、大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 大アビジャン圏における道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与の限度額 十六億千八百万円
3 贈与の供与期限 令和十二年一月三十一日
4 署名者

日 本 側 胡摩窪淳志在コートジボワール大使
コートジボワール側 ニアレ・カバ国務大臣兼外務・国際協力大臣

令和八年三月十七日 外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第三百八十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

Table with 4 columns: 出願品種の属する農林水産植物の種類, 出願品種の名称, 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所, 品種登録出願の番号及び取り下げ年月日

○農林水産省告示第三百八十二号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月十七日 農林水産大臣 鈴木 憲和

Table with 4 columns: 出願品種の属する農林水産植物の種類, 出願品種の名称, 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所, 品種登録出願の番号及び拒絶年月日

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 鹿児島県曾於市大隅町野字高松九〇〇七(次の図に示す部分に限る。)
二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(三) 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十七日 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 鹿児島県曾於市財部町下財部字中山六八〇七の一三
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

国土交通省告示第三百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

路線名 常磐自動車道路

道路の区域

区

間

変更前

敷地の幅員

延

長

かすみがうら市中佐谷一二八番から同市中佐谷六六番まで

後	最大	一六六一
前	最小	七六一
後	最大	一八七
前	最小	七六

国土交通省告示第三百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

路線名 東九州自動車道路

道路の区域

区

間

変更前

敷地の幅員

延

長

白杵市大字野田字立山平一六九二番三九から同市大字野田字甲崎一一八三番五二まで

後	最大	一四四
前	最小	四六
後	最大	一四四
前	最小	四四

国土交通省告示第三百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

路線名 山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区

間

変更前

敷地の幅員

延

長

岡山市東区瀬戸町塩納字大谷一二四一番二から同市東区瀬戸町塩納字新林一一六一番二まで

後	最大	九六
前	最小	二七
後	最大	七四
前	最小	二四

国土交通省告示第三百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

型式承認番号

船舶の名称

物件の型式

製造者の名称

製造者の住所

第5850号

船外機（小型船用）

6PH

ヤマハ発動機株式会社

静岡県豊田市新貝2500番地

第5851号

船外機（小型船用）

6PJ

ヤマハ発動機株式会社

静岡県豊田市新貝2500番地

第5852号

船外機（小型船用）

6NP

ヤマハ発動機株式会社

静岡県豊田市新貝2500番地

第5853号

船外機（小型船用）

6NR

ヤマハ発動機株式会社

静岡県豊田市新貝2500番地

第5854号

船外機（小型船用）

6NS

ヤマハ発動機株式会社

静岡県豊田市新貝2500番地

第5855号

船外機（小型船用）

6NT

ヤマハ発動機株式会社

静岡県豊田市新貝2500番地

国土交通省告示第三百八十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

型式承認番号

物件の名称

物件の型式

製造者の名称

型式変更の内容

第2720号

白蔵式呼吸具

ライトゼムKS-8C型

エフ・ウオーター防災株式会社

供給弁内一部部品を材料変更

第2960号

白蔵式呼吸具（安全装置を構成するもの）

ライトゼムKS-8CW型

エフ・ウオーター防災株式会社

供給弁内一部部品を材料変更

第3013号

白蔵式呼吸具（非常脱出用）

ライトゼムKS-4E型

エフ・ウオーター防災株式会社

供給弁内一部部品を材料変更

第5285号

白蔵式呼吸具

ライトゼムKS-2P

エフ・ウオーター防災株式会社

供給弁内一部部品を材料変更

型式承認番号

国土交通省告示第三百八十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

型式承認番号

物件の名称

物件の型式

製造者の名称

型式変更の内容

第4673号

船外機（小型船用）

6C5

ヤマハ発動機株式会社

クランクシャフトの仕様変更

第4674号

船外機（小型船用）

6C1

ヤマハ発動機株式会社

クランクシャフトの仕様変更

第5014号

船外機（小型船用）

6CJ

ヤマハ発動機株式会社

クランクシャフトの仕様変更

第5590号

船外機（小型船用）

6C6

ヤマハ発動機株式会社

クランクシャフトの仕様変更

第5648号

船外機（小型船用）

6C2

ヤマハ発動機株式会社

クランクシャフトの仕様変更

関東地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

路線名

供用開始の期日

供用開始の期日

供用開始の期日

供用開始の期日

八王子市館町一七四九番一地区から同市館町一七六七番一地区まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日

○関東地方整備局告示第七十四号
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系鬼怒川及び男鹿川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、関東地方整備局及び同局鬼怒川ダム統合管理事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日
関東地方整備局長 橋本 雅道

○関東地方整備局告示第七十五号
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系神流川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日
関東地方整備局長 橋本 雅道

○関東地方整備局告示第七十六号
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系湯川、大沢川及び谷沢川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、関東地方整備局及び同局品木ダム水質管理所に備え置き、一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日
関東地方整備局長 橋本 雅道

○近畿地方整備局告示第二十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月十七日
近畿地方整備局長 齋藤 博之

一 施行者の名称 京都府
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)下水道事業桂川右岸流域下水道
三 事業施行期間 自昭和四十八年三月二十九日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 昭和四十八年建設省告示第六百六十六号、昭和五十四年建設省告示第四百十一号、平成八年建設省告示第二三十八号及び平成十三年近畿地方整備局告示第八十号の事業地のうち、京都市京都市伏見区淀天下津町並びに乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方及び小字北牧方地内において事業地を変更する。
使用の部分 変更なし
○近畿地方整備局告示第二十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月十七日
近畿地方整備局長 齋藤 博之

一 施行者の名称 京都府
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十年建設省告示第五百七十一号京都市計画、宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画及び宇治田原都市計画下水道事業木津川流域下水道

三 事業施行期間 自昭和五十年十二月九日至令和十二年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 昭和五十年建設省告示第五百七十一号、昭和五十五年建設省告示第六百三十二号、昭和五十七年建設省告示第八百五十三号、昭和六十年建設省告示第六十三号、昭和六十一年建設省告示第二三三六号、平成元年建設省告示第二千二百五十五号、平成四年建設省告示第九十六号、平成九年建設省告示第千六百六十七号及び平成十五年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地に京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字向井を加える。
使用の部分 昭和五十年建設省告示第五百七十一号、昭和五十五年建設省告示第六百三十二号、昭和五十七年建設省告示第八百五十三号、昭和六十年建設省告示第六十三号、昭和六十一年建設省告示第二三三六号及び平成十五年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地に京都府城陽市奈島下小路、上小路、坊ヶ谷及び池ノ首並びに市辺西川原、南垣内、上芦原、出川原及び金山並びに中芦原、京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字豊前丈、小字東谷、小字中島、小字暇之浦、小字末田、小字長井野及び小字向井を加え、京都府城陽市奈島十六地内において事業地を変更する。
○中国地方整備局告示第二十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日
中国地方整備局長 杉中 洋一

二 区 間 敷地の幅員 延長 備考
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 九号
(三) 道路の区域
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 九号
(三) 道路の区域

○中国地方整備局告示第二十七号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日
中国地方整備局長 杉中 洋一

出雲市大島町二三番一から同市多伎町多伎一七番一まで
前 A 一・〇〇〇 五・一・六〇
B・C 六・二・九〇 二・一・八九
後 A 一・〇〇〇 五・一・六〇
B・C 六・二・九〇 二・一・八九
(四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局松江国道事務所
○中国地方整備局告示第二十八号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日
中国地方整備局長 杉中 洋一

九 路線名 供用開始の期日
出雲市東神西町字井ノ内一四八九番一から同市東神西町字長廻一五四一番一まで
供用開始の期日 令和八年三月十七日
中国地方整備局長 杉中 洋一

○九州地方整備局告示第三十三号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長 垣下 禎裕
令和八年三月十七日
路線名 供 用 開 始 の 区 間 図 面 縦 覧 場 所
二百二十号及 日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦 九州地方整備局及び同局宮
ひ四百四十八 字志戸辻二四八五番二まで 崎河川国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月十七日

○沖繩総合事務局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 沖繩県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十六年建設省告示第千八百九号那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業九・六・一沖繩県総合運動公園
 - 三 事業施行期間 自昭和五十六年十一月十一日至今令和十三年三月三十一日
 - 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

沖繩総合事務局長 小八木大成

国会事項

衆議院

議案提出

三月十三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

- 国家情報会議設置法案
 - 健康保険法等の一部を改正する法律案
 - 産業技術力強化法の一部を改正する法律案
- 議案送付
三月十三日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
- 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案
 - 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

- 令和八年度一般会計予算
- 令和八年度特別会計予算
- 令和八年度政府関係機関予算

参議院

議案提出

三月十三日衆議院から次の議案が提出された。
運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院第四号）
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院第五号）

議案受領

三月十三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

- 令和八年度一般会計予算（閣予第一号）
- 令和八年度特別会計予算（閣予第二号）
- 令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）
- 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一号）
- 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）

議案受領（予備審査）

三月十三日内閣から次の議案が送付された。
国家情報会議設置法案（閣法第二四号）
健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）
産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）
また、同日衆議院から次の議案が送付された。
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆議院第五号）

議案付託

三月十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

- 令和八年度一般会計予算（閣予第一号）
- 令和八年度特別会計予算（閣予第二号）
- 令和八年度政府関係機関予算（閣予第三号）

答弁書受領

三月十三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ提出電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底に関する質問に対する答弁書（第四号）
参議院議員石垣のりこ提出「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該当性の基準に関する質問に対する答弁書（第五号）

人事異動

内閣

- （水産庁資源管理部長） 農林水産省 魚谷 敏紀
- （欧州局ロシア課長） 外務省 神田 鉄平

官

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第四十二回会議日本政府代表代理を命ずる
期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）

- （富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事・高岡簡易裁判所判事） 判事兼簡易裁判所判事 吉田 豊

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上三月十三日）

内閣府

(国際平和協力本部事務局参事官) 日高麻里絵
 (内閣府参事官) 総合海洋政策推進事務局参事官(安全保障・国際担当)に併任する(一月一日)
 (経済産業省大臣官房付) 経済産業省参事官 伊藤 正雄
 地方創生推進事務局参事官(国家戦略特別区域担当)の併任を解除する(一月二十一日)
 (経済産業省大臣官房付) 経済産業省参事官 立石 裕則
 地方創生推進事務局参事官(国家戦略特別区域担当)に併任する(二月二十四日)
 (文部科学省大臣官房付) 文部科学省参事官 中安 史明
 内閣府参事官(社会システム担当)(政策統括官(経済社会システム担当)付)に併任する(同) 同 新木 聡
 内閣府参事官(参事官(社会システム担当)(政策統括官(経済社会システム担当)付)の併任を解除する(以上三月一日)

法務省

石川公太郎 川合 健史 地野 透
 長山 聖典 林 資祐 船越 信宏
 宮澤 一晃 渡部 健治
 令和八年度土地家屋調査士試験委員(筆記試験担当)に任命する
 任期は令和九年二月二十八日までとする(各通)
 検事 北村 治樹
 検事兼法務事務官 松波 卓也
 法務事務官 井手 英樹
 同 小川 淳 同 清水 慶徳
 同 山内 一
 令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
 併任の期間は令和九年二月二十八日までとする(各通)
 検事 齊藤 恒久
 令和八年度土地家屋調査士試験委員(筆記試験担当)に併任する
 併任の期間は令和九年二月二十八日までとする(以上三月九日)

官庁事項

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について
 北海道知事と水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。
 令和八年三月十七日
 一 水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
十勝川水系	美生川	左岸 河西郡芽室町東四条南四丁目一番一(新橋下流端)	左岸 十勝川への合流点	美生川水 位観測所	釧路地方気象台 北海道 十勝総合振興局
		右岸 河西郡芽室町新生南四線二三番四地先(新橋下流端)	右岸 十勝川への合流点		

水系名	河川名	区		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
十勝川水系	途別川	左岸 中川郡幕別町字古舞六番二地先(新橋下流端)	左岸 中川郡幕別町字千住七二〇番二地先のJR根室本線鉄橋下流端の直轄区間との接合点	途別川水 位観測所	釧路地方気象台 北海道 十勝総合振興局
		右岸 中川郡幕別町字古舞一五番二地先(新橋下流端)	右岸 中川郡幕別町字千住七一九番一 地先のJR根室本線鉄橋下流端の直轄区間との接合点		

水系名	河川名	区		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
荒川水系	善福寺川	杉並区善福寺二丁目	神田川合流点	白山前橋 松見橋	気象庁大気海洋部 東京都 建設局河川部

二 開始期日 令和八年三月十七日十三時
 九州地方整備局公示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
 その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年三月十七日
 九州地方整備局長 垣下 禎裕

- (一) 道路の種類 一般国道
 (二) 道路の線名 二百二十号及び四百四十八号
 (三) 区域 日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字志戸辻二四八五番二まで
 (四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
 (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
 (六) 占用の制限の開始の日 令和八年三月十八日
 (七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

告 白

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第2号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第3号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第4号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

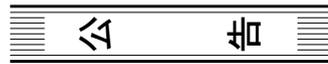
令和8年3月17日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人

- 北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「270,350円」を「281,050円」に、「253,900円」を「264,600円」に、「211,650円」を「222,350円」に、「202,350円」を「213,050円」に改める。
- 北陸信越海上旅客運送業最低賃金第4項中「263,550円」を「272,550円」に、「201,400円」を「210,400円」に改める。
- 北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第5項中「222,100円」を「233,100円」に改める。
- 北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第5項中「222,100円」を「233,400円」に改める。

附 則

この公示は、令和8年4月16日から効力を生ずる。



諸 事 項

公 示 送 達

兵庫県西宮市門戸岡田町9番21—315号

川崎 美穂

上記の者に送達すべき兵基審第6—92号に関する決定書の謄本は、兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー16階兵庫労

働局内兵庫労働者災害補償保険審査官飯塚綾一が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査官法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

令和8年3月17日

兵庫労働者災害補償保険審査官 飯塚 綾一

（備考）決定の主文及び年月日

- 決定主文 「本件審査請求を棄却する。」
- 決定年月日 令和7年12月19日

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川吉井川水系吉井川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

令和8年3月17日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 ①小型船舶（FRP製）1隻
- 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
(1) 保管した工作物の放置されていた場所 ①岡山市東区乙子付近
(2) 当該工作物を除却した日時 ①令和8年2月4日9時
- 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
(1) 当該工作物の保管を始めた日時 ①令和8年2月4日10時
(2) 保管の場所 岡山県岡山市東区金岡東町一丁目地先 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所資材置場
- その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。
なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。
- 問い合わせ先 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 占用調整課 電話086—223—5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第739号

岡山県倉敷市児島柳田町1735番地10

申立人 片山 好美

本籍香川県普通寺市金蔵寺町1539番地、最後の住所岡山県倉敷市児島小川町924番地8、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所香川県綾歌郡美合村、出生年月日昭和30年8月9日、職業不明

被相続人 亡 宮内 勲

岡山県倉敷市川西町10番2号倉敷川西町R G

B 3階弁護士法人田原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田原 洋介

催告期間満了日 令和8年9月27日

岡山家庭裁判所児島出張所

令和8年（家）第23号

岡山県倉敷市西中新田640番地

申立人 倉敷市長 伊東 香織

本籍岡山県倉敷市児島下の町4丁目1359番地、最後の住所岡山県倉敷市児島下の町5丁目6番36号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和2年12月4日、出生の場所岡山県川上郡備中町、出生年月日昭和10年7月6日、職業不明

被相続人 亡 三野 時子

岡山県倉敷市川西町3—15

相続財産清算人 司法書士 大熊 恵子

催告期間満了日 令和8年9月27日

岡山家庭裁判所児島出張所

令和8年（家）第30012号

広島県呉市中央5丁目12番21号

申立人 社会福祉法人呉市社会福祉協議会

本籍広島県呉市三城通4丁目21番地、最後の住所広島県呉市広町13010番地、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和3年2月24日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日昭和6年2月1日、職業不明

被相続人 亡 角井 博

広島県呉市本町4番44号 呉中央棧橋ターミナルビル3F

相続財産清算人 司法書士 大島 博志

催告期間満了日 令和8年9月30日

広島家庭裁判所呉支部

令和7年（家）第3201号

熊本市中央区手取本町1番1号

申立人 熊本市長 大西 一史

本籍熊本県熊本市城南町千町2016番地、最後の住所熊本県下益城郡城南町大字千町2016番地、死亡の場所熊本県下益城郡城南町、死亡年月日平成17年10月2日頃、出生の場所熊本県下益城郡杉上村、出生年月日昭和24年12月10日、職業不明

被相続人 亡 宮本 哲

事務所熊本市中央区京町2丁目14番15号 大村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大村 豊

催告期間満了日 令和8年10月5日

熊本家庭裁判所

令和7年（家）第132号

熊本県宇城市松橋町大野85番地

申立人 熊本県宇城市

本籍熊本県八代市鏡町両出1367番地、最後の住所熊本県八代市鏡町両出1367番地3、死亡の場所熊本県八代市、死亡年月日令和5年11月19日、出生の場所熊本県八代郡文政村、出生年月日昭和4年11月7日、職業無職

被相続人 亡 外浦 只雄

事務所熊本県宇土市新松原町12番地3 B201

相続財産清算人 司法書士 青木 崇史

催告期間満了日 令和8年9月26日

熊本家庭裁判所八代支部

令和7年（家）第135号

熊本市東区南町15番18号

申立人 板倉 康子

本籍熊本県八代市本町2丁目4号78番地、最後の住所熊本県八代市本町2丁目4番39号、死亡の場所熊本県八代市、死亡年月日推定令和7年8月3日、出生の場所熊本県八代市、出生年月日昭和18年1月5日、職業不明

被相続人 亡 扇 都

事務所熊本市中央区花畑町1—1 7階アステル法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡井 将洋

催告期間満了日 令和8年9月26日

熊本家庭裁判所八代支部

令和7年(家)第40146号

盛岡市盛岡駅前北通9番18—1106号
 申立人 高橋 英成
 本籍岩手県盛岡市好摩字中塚60番地1、最後の住所盛岡市三本柳9地割25番地21、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和6年2月5日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和31年7月19日、職業無職
 被相続人 亡 小綿 一
 事務所盛岡市中央通1丁目11番17号 第2大通ビル5階 セントラル法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 柘田 裕之
 催告期間満了日 令和8年10月15日
 盛岡家庭裁判所

令和8年(家)第2005号

山形県酒田市みずほ2丁目6番地の19
 申立人 村上 千香
 本籍山形県酒田市中町3丁目7番、最後の住所山形県酒田市亀ヶ崎2丁目19番24号、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所山形県酒田市、出生年月日昭和9年1月6日、職業会社役員
 被相続人 亡 佐藤 茂枝
 事務所山形県酒田市東泉町4丁目12番地の8 藤井正寿法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 藤井 正寿
 催告期間満了日 令和8年10月16日
 山形家庭裁判所酒田支部

令和7年(家)第4010号

岩手県久慈市宇部町第5地割128番地11
 申立人 大畑 一男
 本籍岩手県久慈市宇部町第2地割8番地3、最後の住所岩手県久慈市宇部町第2地割8番地3、死亡の場所岩手県久慈市、死亡年月日平成7年12月15日、出生の場所岩手県久慈市、出生年月日大正6年4月22日、職業無職
 被相続人 亡 大畑 トシ
 岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第7地割32番地大町ビル1階
 相続財産清算人 福石 格
 催告期間満了日 令和8年9月30日
 盛岡家庭裁判所久慈出張所

令和7年(家)第6099号

千葉県銚子市春日町3423番地
 申立人 株式会社根徳商店

本籍千葉県成田市松崎2058番地3、最後の住所茨城県取手市谷中550番地8 いつくしの杜取手式番館、死亡の場所茨城県牛久市、死亡年月日令和5年9月29日、出生の場所千葉県印旛郡大森町、出生年月日昭和29年1月1日、職業不明
 被相続人 亡 湯浅 恭吉
 事務所茨城県稲敷市幸田3569番地 加藤法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 加藤 怜
 催告期間満了日 令和8年10月9日
 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第2092号

埼玉県蓮田市大字関戸2042番地3
 申立人 小島 幸江
 本籍群馬県館林市本町4丁目8番、最後の住所群馬県館林市本町4丁目8番13号、死亡の場所群馬県館林市、死亡年月日令和6年2月16日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和21年5月3日、職業不明
 被相続人 亡 新井 敏子
 事務所群馬県前橋市古市町1—50—1 吉野屋ビル303 新前橋法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 町田 祐助
 催告期間満了日 令和8年10月2日
 前橋家庭裁判所太田支部

令和7年(家)第476号

東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 本籍三重県津市安濃町安濃1313番地、最後の住所三重県津市安濃町安濃1313番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所三重県安芸郡安濃村、出生年月日昭和33年2月23日、職業不明
 被相続人 亡 後久 道也
 三重県津市羽所町345番地 津駅前第一ビル6階 北蘭法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 北蘭 太
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 津家庭裁判所

令和8年(家)第80008号

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1032番地
 申立人 大熊 一

本籍埼玉県さいたま市中央区大字下落合1038番地1、最後の住所埼玉県さいたま市中央区下落合4丁目20番9号、死亡の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日推定令和7年10月21日、出生の場所埼玉県北足立郡与野町、出生年月日昭和30年6月29日、職業不動産賃貸業
 被相続人 亡 大熊 康夫
 事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3—6—16BEIS浦和ビル5階 まつもと総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 松本 伸一
 催告期間満了日 令和8年10月7日
 さいたま家庭裁判所

令和8年(家)第333号

埼玉県日高市大字南平沢1110番地3
 申立人 山田 薫
 本籍新潟県燕市吉田大保町5497番地1、最後の住所埼玉県日高市大字南平沢1110番地3、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日推定令和7年9月27日、出生の場所新潟県西蒲原郡弥彦村、出生年月日昭和26年7月22日、職業自営業
 被相続人 亡 佐野 元彦
 事務所埼玉県川越市新富町2—12—22 日神デュオステージ川越新富町803 いしい法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 石井 庸久
 催告期間満了日 令和8年10月8日
 さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和8年(家)第30023号

千葉県八千代市村上1113番地1 3街区38棟
 申立人 村上団地北住宅管理組合
 本籍愛知県豊橋市吾妻町50番地9、最後の住所千葉県八千代市村上1113番地1 3街区27棟303号、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日推定令和3年1月13日、出生の場所東京府東京市葛飾区、出生年月日昭和13年9月4日、職業不詳
 被相続人 亡 八木 愼二
 事務所千葉県中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階佐野総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山本 祐輝
 催告期間満了日 令和8年10月2日
 千葉家庭裁判所

令和8年(家)第30046号

千葉県稲毛区荻台町664番地135
 申立人 緑川 隆太
 本籍千葉県市原市潤井戸622番地1、最後の住所千葉県市原市潤井戸622番地、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和8年1月14日、出生の場所千葉県市原市、出生年月日昭和42年1月9日、職業無職
 被相続人 亡 木村 薫
 事務所千葉県船橋市本町5丁目4番2号 森ビル3階佐野総合法律事務所船橋駅前オフィス
 相続財産清算人 弁護士 大塚 功
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 千葉家庭裁判所

令和8年(家)第7007号

東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 代表者代表取締役 須藤 洋
 本籍千葉県山武市埴谷2225番地59、最後の住所千葉県山武市埴谷2225番地59、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日令和6年7月14日、出生の場所栃木県栃木市、出生年月日昭和44年10月17日、職業不明
 被相続人 亡 渡邊 光尉
 事務所千葉県市中央区中央3丁目18番3号 千葉中央ビル6階 バイサイド法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 下山 修司
 催告期間満了日 令和8年11月2日
 千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第30305号

山形県米沢市万世町桑山1525番地の6
 申立人 松田眞理子
 本籍千葉県茂原市早野2465番地、最後の住所千葉県市川市八幡5丁目1番19号ラ・シャティエール101号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和47年9月20日、職業会社員
 被相続人 亡 菅野 浩一
 事務所千葉県船橋市前原東1丁目5番4号アソルティ津田沼3階 徳永法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 徳永 幸生
 催告期間満了日 令和8年10月27日
 千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第73183号

埼玉県戸田市大字上戸田5-1グリーンフォレスト戸田1111

申立人 馬場 香幸

本籍東京都北区滝野川7丁目34番地1、最後の住所東京都北区上十条2丁目15番12号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和7年3月20日頃、出生の場所栃木県芳賀郡真岡町、出生年月日昭和21年1月20日、職業無職

被相続人 亡 加藤 治男

事務所東京都文京区関口1-44-5 杉山ビル202号室 奥田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥田 大介

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第90106号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 株式会社オリエントコーポレーション

本籍千葉県南房総市府中356番地、最後の住所東京都西東京市東伏見3丁目2番1号、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日令和6年10月6日、出生の場所千葉県館山市、出生年月日昭和40年11月23日、職業会社代表者

被相続人 亡 鈴木 靖久

事務所東京都八王子市横山町9番11号小泉ビル3階 あさや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片岡 麻衣

催告期間満了日 令和8年10月13日

東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第90112号

東京都小平市天神町4丁目19番11号

申立人 田口真一郎

本籍東京都多摩市愛宕1丁目630番地29、最後の住所東京都西多摩郡檜原村5650番地8、死亡の場所東京都あきる野市、死亡年月日令和7年11月10日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和27年12月22日、職業無職

被相続人 亡 茨田 忠一

事務所東京都府中市住吉町1丁目79番地の4匠ビル2階 西東京きらり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川敬祐

催告期間満了日 令和8年10月13日

東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第40096号

神奈川県横浜市西区北幸2丁目5番17号横浜NSビル2階

申立人 株式会社ひとみ総合事務所

本籍東京都品川区南品川5丁目217番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区森3丁目16番8号アリオオク風103号、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日推定令和7年11月16日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和38年10月25日、職業会社員

被相続人 亡 星野 佳昭

事務所横浜市中区海岸通4-23マリンビル5階

相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40114号

東京都品川区東五反田5丁目27番3号

申立人 協和信用保証株式会社

本籍神奈川県綾瀬市深谷上5丁目6835番地2、最後の住所神奈川県綾瀬市深谷上5丁目25番3号、死亡の場所神奈川県綾瀬市、死亡年月日推定令和7年9月10日、出生の場所愛媛県東宇和郡宇和町、出生年月日昭和19年6月13日、職業無職

被相続人 亡 宇野本一郎

事務所横浜市中区太田町6-84-2 大樹生命横浜桜木町ビル5階

相続財産清算人 弁護士 角田 勝政

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40136号

神奈川県横浜市中区本町2丁目19番地弁護士ビル3階

申立人 鈴木 野枝

本籍長野県上伊那郡南箕輪村2541番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸1丁目20番28号、死亡の場所神奈川県横浜市都筑区、死亡年月日令和8年1月3日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和30年12月11日、職業無職

被相続人 亡 原 秀世

事務所横浜市中区海岸通1-3 海事ビル3階

相続財産清算人 弁護士 青木 康郎

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年(家)第15009号

新潟県見附市嶺崎2丁目2番6号

申立人 石川 雄実

本籍新潟県長岡市栃堀2849番地、最後の住所新潟県長岡市栃尾宮沢1778番地特別養護老人ホームみやざわ苑、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和6年9月7日、出生の場所新潟県栃尾市、出生年月日大正13年1月2日、職業無職

被相続人 亡 山本ハルイ

事務所新潟県長岡市下山6-154-1 平石優介法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平石 優介

催告期間満了日 令和8年10月16日

新潟家庭裁判所長岡支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第1087号

青森県青森市大字筒井字八ツ橋475番地6 Garden. T2-205

申立人 柳谷 大介

本籍青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間1番地1、最後の住所青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間1番地1

不在者 柳谷 壽博

昭和20年8月20日生

届出期間満了日 令和8年7月2日

青森家庭裁判所

令和8年(家)第65号

宮城県東松島市矢本字上戸戸12番地3 齋藤智法律事務所

申立人 齋藤 智

本籍宮城県石巻市湊字根上り松1番地、最後の住所宮城県石巻市横町62番地

不在者 山田 徳治

明治25年11月1日生

届出期間満了日 令和8年7月2日

仙台家庭裁判所石巻支部

令和7年(家)第191号

群馬県太田市新田木崎町1723-8

申立人 須永 恵子

本籍群馬県太田市新井町566番地29、最後の住所埼玉県久喜市菖蒲町三箇1998番地

不在者 須永 京子

昭和30年3月5日生

届出期間満了日 令和8年7月2日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第2857号

東京都立川市柴崎町2-13-4 メゾン柴崎201 さいとう法律事務所

申立人 齊藤 園生

本籍東京都小平市学園東町3丁目14番地、最後の住所東京都小平市小川町2丁目1962番地の1 エルムウッド90 203号

不在者 鈴木 基也

昭和63年4月24日生

届出期間満了日 令和8年7月2日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第364号

静岡県静岡市清水区下野中9-12

申立人 片田 由紀

本籍静岡県焼津市東小川5丁目17番地5、最後の住所静岡県静岡市清水区桜橋町5番1号

不在者 長谷川洋子

昭和15年12月17日生

届出期間満了日 令和8年7月2日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第242号

滋賀県湖南市下田574番地1

申立人 上西 旭

本籍滋賀県湖南市下田448番地、最後の住所滋賀県湖南市下田574番地1

不在者 上西 好

昭和42年11月29日生

届出期間満了日 令和8年7月10日

大津家庭裁判所

令和7年(家)第496号

愛媛県伊予郡松前町大字北黒田509番地4

申立人 中田 里美

本籍愛媛県伊予郡松前町大字北黒田504番地7、最後の住所愛媛県伊予郡松前町大字北黒田509番地4

不在者 中田 幸則

昭和46年12月4日生

届出期間満了日 令和8年7月9日

松山家庭裁判所

令和7年(家)第338号

福岡県古賀市舞の里2丁目16番23号
申立人 天野美榮子
本籍福岡県福岡市城南区梅林5丁目51番、最後の住所福岡県古賀市舞の里2丁目16番23号
不在者 天野さおり
昭和63年5月14日生
届出期間満了日 令和8年7月17日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第571号

福岡県福岡市早良区次郎丸6丁目1番22号
申立人 高森 徹也
本籍熊本県熊本市中央区黒髪4丁目659番地、最後の住所福岡県福岡市宇水茶屋町100番地
不在者 木附 正博
昭和15年4月23日生
届出期間満了日 令和8年7月17日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第612号

大阪府吹田市山田西1丁目26番南千里グリーンハイツ401号
申立人 清水 邦子
本籍福岡県福岡市西区姪の浜5丁目2692番地2、最後の住所3535 Stine Rd. Bakersfield, CA アメリカ合衆国
不在者 清水ハツ子
昭和11年10月16日生
届出期間満了日 令和8年7月17日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第636号

福岡県糟屋郡志免町片峰中央4丁目4番32号
申立人 岩下加代子
本籍福岡県福岡市城南区茶山2丁目475番地、最後の住所福岡県福岡市城南区茶山2丁目1番25号
不在者 岩下 欣也
昭和41年1月12日生
届出期間満了日 令和8年7月17日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第892号

佐賀県唐津市七山白木508番地
申立人 三吉野優子

本籍佐賀県唐津市七山白木508番地、最後の住所福岡県福岡市東区大字唐原96番地の5
不在者 三吉野東作
昭和8年10月14日生
届出期間満了日 令和8年7月17日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第1194号

福岡市早良区室見2丁目16番22号
申立人 江越 育郎
本籍福岡県福岡市中央区簗子町55番地、最後の住所福岡市内町(現福岡市中央区城内)
以下不詳
不在者 江越八千代
昭和9年1月26日生
届出期間満了日 令和8年7月15日
福岡家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第24号

本籍北海道久遠郡せたな町北檜山区栄64番地、最後の住所北海道久遠郡せたな町北檜山区栄64番地
不在者 両坂 涉
昭和55年6月15日生
令和8年2月28日失踪宣告審判確定
函館家庭裁判所八雲出張所裁判所書記官

令和7年(家)第6979号

本籍東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目55番地13、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目55番7号
不在者 堀 スエ
明治42年6月22日生
令和8年2月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第450号

本籍北海道室蘭市高砂町1丁目67番地、最後の住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領395番地1レオパレスプレシオF107号室
不在者 大隅 雄一
昭和58年8月14日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

令和6年(家)第800号

本籍神奈川県横浜市都筑区大熊町16番地2、最後の住所神奈川県平塚市中堂12番33号
不在者 村山増太郎
昭和2年4月3日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

令和7年(家)第386号

本籍兵庫県姫路市網干区坂出299番地4、最後の住所兵庫県姫路市網干区坂出299番地4
不在者 宮本 勝行
昭和19年2月14日生
令和8年2月28日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和7年(家)第324号

本籍沖縄県南城市玉城字親慶原197番地2、最後の住所不明
不在者 仲村 松
明治25年11月21日生
令和8年2月28日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第1817号

本籍東京都杉並区西荻南3丁目210番地、住所東京都八王子市美山町1076 平川病院
申立人(失踪者) 溝口 澄子
昭和32年4月16日生
令和8年2月27日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。
令和7年(家)第1号
北海道函館市昭和1丁目28番8号
申立人 有限会社山矢自動車用品
代表者代表取締役 山矢 譲
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月16日
令和8年2月18日 江差簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 G C 024804
金額 234,622円
支払期日 令和7年10月31日
支払地 北海道久遠郡せたな町
支払場所 渡島信用金庫新せたな支店
振出日 令和7年7月31日
振出地 北海道久遠郡せたな町大成区久遠123番地
振出人 曲キ株式会社大野吉太郎商店 代表取締役 大野 一
受取人 申立人
最終所持人 申立人
令和7年(家)第43号
大阪府枚方市春日西町2丁目26番11号
申立人 京昶パッケージ株式会社
代表者代表取締役 宮武 正和
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月25日
令和8年2月26日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

為替手形 2通

(1)手形番号 A F 86743
金額 3,594,671円
支払人 東タイ株式会社
支払期日 令和7年10月20日
支払地 東京都台東区
支払場所 株式会社みずほ銀行上野支店
振出日 令和7年8月20日
振出地 大阪府枚方市
振出人 京昶パッケージ株式会社 代表取締役 宮武 正和
引受人 東タイ株式会社 代表取締役社長 真野健太郎
受取人 申立人
最終所持人 申立人
(2)手形番号 Q O 738664
金額 560,472円
支払場所 株式会社三井住友銀行上野支店
振出地 東京都台東区
振出人 東タイ株式会社 代表取締役社長 真野健太郎
(2)の為替手形の支払人、支払期日、支払地、振出日、引受人、受取人及び最終所持人は(1)の為替手形の記載に同じ

令和7年(へ)第45号

東京都世田谷区瀬田3丁目1番13-602
申立人 株式会社AZMEC
代表者代表取締役 正田 武則
申立人代理人弁護士 小暮 典子
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月25日
令和8年2月26日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 YZ12246
金額 4,720,000円
支払期日 令和7年9月12日
支払地 東京都中央区
支払場所 株式会社大垣共立銀行東京支店
振出日 令和7年7月15日
振出地 東京都港区
振出人 成和リニューアルワークス株式会社
代表取締役 金森 研二
受取人 (株)AZMEC
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

高知県安芸郡安田町大字安田1716番地9
申立人 長町 爾
権利の届出の終期 令和8年2月20日
令和8年2月26日 安芸簡易裁判所
(別紙) 目録

- (1)土地 安芸郡安田町安田字堀川裾1716番9
宅地 48.59平方メートル
(2)登記年月日番号 高知地方務局安芸支局昭和31年4月11日受付第541号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和31年4月10日設定
借賃 1坪1月30円
支払期 毎月末日
存続期間 10年
特約 譲渡、転貸ができる
賃借権者 大阪市住吉区浜口西一丁目4番地
森 清志

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第21号

神奈川県横須賀市津久井4丁目11番19号
債務者 有限会社建築職人会
代表者代表取締役 山田 秀幸
1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 駒田 英隆
4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年(フ)第10号

横浜市中区尾上町5丁目71番地シティタワー馬車道1F・YEBISU・DINING
債務者 株式会社えびす屋ダイニング
代表者代表取締役 梅田 英樹
1 決定年月日時 令和8年3月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田 真美
4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前11時
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第290号

東京都調布市国領町4丁目10番地9
債務者 株式会社共栄商会
代表者代表取締役 仲尾 毅
1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 土橋 実
4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第219号

横浜市中区山下町24-8-404
債務者 ロジスティックス株式会社
特別代理人 三原 秀代
1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鶴井 迪子
4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時50分
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第64号

静岡県沼津市青野524番地の1
債務者 栄和化学工業株式会社
代表者代表取締役 福島 克彦
1 決定年月日時 令和8年3月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内海 雅秀
4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後3時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第45号

岐阜県瑞穂市別府1541番地の3
債務者 有限会社オートショップホズミ
代表者代表取締役 形山 英二
1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 武藤 壽
4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時20分
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第161号

岩手県北上市相去町日香下135番地
債務者 有限会社児玉ファーム
代表者代表取締役 児玉 啓太
1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 深瀬 壘
4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時30分
盛岡地方裁判所花巻支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第50号

奈良県宇陀市室生大野3899番地の37
債務者 荻野 恵一
1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中谷 祥子
4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時50分
6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第8号

千葉県いすみ市岬町江場土4340番地2
債務者 齋藤 浩
1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 丸島 一浩
4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時
6 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年(フ)第52号

盛岡市西仙北1丁目4番3号 リヴィエール101号
債務者 熊谷 剛
1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川上 博基
4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第434号

盛岡市下田字石羽根99番地648
債務者 山内 勝幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 昆野 晋也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第215号

富山市町村1丁目108番地
債務者 野嶽 司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島谷 知宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月25日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第139号

福島県会津若松市七日町5番29号 コーポネクスト7号室、前住所福島県会津若松市宝町4番46号
債務者 橋本 征孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月8日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年（フ）第162号

岩手県北上市相去町日香下135番地
債務者 児玉 啓太

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 深瀬 壱
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月5日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（フ）第163号

岩手県北上市相去町日香下135番地
債務者 児玉 章

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 深瀬 壱
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月5日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（フ）第2985号

横浜市戸塚区名瀬町22番地1 エクセレント富士橋105号
債務者 長島 李紅（旧姓吉田）

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 倫子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月20日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第32号

神奈川県横須賀市三春町6丁目82番地
債務者 太田 淳子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生田 秀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月14日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第90号

栃木県日光市土沢577番地38
債務者 手塚 宏美

1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岡部 邦栄

4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午後2時20分

6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第32号

北海道苫小牧市青雲町1丁目4番23号
債務者 尼子 達也

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細谷 祐輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月29日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和8年（フ）第322号

東京都羽村市小作台5丁目20番地11
債務者 近藤 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大山 晃平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第92号

栃木県宇都宮市西川田町867-4 カサーレ西川田A101、住民票上の住所石川県白山市湊町夕6番地1
債務者 小川 竜一

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 毅
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月29日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第65号

静岡県沼津市米山町11番1号 ザ・リージェントコート沼津204号
債務者 福島 克彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内海 雅秀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月4日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第66号

静岡県沼津市駿河台18番地の9
債務者 福島洋一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内海 雅秀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月4日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第22号

神奈川県横須賀市津久井4丁目11番20号
債務者 山田 秀幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 駒田 英隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第291号

東京都府中市多磨町2丁目11番地の47
債務者 仲尾 毅

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土橋 実
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第18号

富山県高岡市伏木東一宮10番25号
債務者 菅原 忍

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川原 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和8年(フ)第53号

北九州市八幡西区御開4丁目3番1号(205)、
前住所北九州市八幡西区御開4丁目3番5号
債務者 川野智恵子(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 見越あけみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第343号

福岡県久留米市宮ノ陣1丁目11番2304号
債務者 佐方 治代

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 圭史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第31号

福岡県久留米市田主丸町田主丸1155番地1
馬淵貸家4号、前住所福岡県筑紫野市大字山家2537番地1
債務者 畑 寿美香

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 賢和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第32号

福岡県久留米市国分町828番地3 えーる・ソフィア

債務者 城野 文宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大友 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第466号

函館市富岡町3丁目38番11号
債務者 鳴海 慶子

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 百合 拡泰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第2254号

埼玉県上尾市愛宕2丁目23番3号 メイベル102

債務者 土屋斗央真

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第104号

埼玉県川口市朝日5丁目13番7-403号 第一コーポサンキョー

債務者 甲斐 武光

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲里 建良
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第105号

埼玉県川口市朝日5丁目13番7-403号 第一コーポサンキョー

債務者 甲斐 美里

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲里 建良
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第8号

新潟県上越市鴨島3丁目4番23号、前住所新潟県上越市鴨島3丁目7番46-506号 リバーハイツ日成 506号

債務者 横山 和臣

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 淳哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和8年(フ)第553号

大阪府高槻市古曽部町2丁目14番7-201号
債務者 水野 亮太

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 友紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第52号

宮崎市池内町古門999番地 県営住宅102棟1号

債務者 長尾 勇

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 秀一
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和8年(フ)第213号

大阪市天王寺区味原本町6番4号 ハイツミドリ303号

債務者 堀口千寿子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中原明日香
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第594号

大阪市中央区淡路町1丁目5番10号 GSハイム船場1001号、住民票上の住所大阪府羽曳野市野々上1丁目15番3号 徳永 様方
債務者 権藤 剛司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 茅田 有里
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第90号

大阪府岸和田市土生町9丁目10番1号
債務者 渡邊リク子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 勝博
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和8年(フ)第3号

静岡県掛川市大淵10896番地の1 アトム野中202号

債務者 宮原 民雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和8年(フ)第27号

函館市大船町113番地
債務者 佐藤 啓子

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第28号

函館市大船町113番地
債務者 佐藤 伸也

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第47号

北海道北斗市七重浜2丁目19番16号

債務者 高野 芳

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第49号

函館市大森町28番6-201号

債務者 佐藤 利典

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第57号

北海道茅部郡鹿部町字宮浜67番地15

債務者 石田 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第181号

名古屋市中区明治1丁目9番2号 アクティヴ内田橋2A号

債務者 毛戸 真理

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第276号愛知県春日井市桃山町2丁目250番地1
シャトー桃山302号

債務者 飯塚 敏明

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第282号

名古屋市緑区八つ松1丁目127番地 メゾンドケイズ207号

債務者 稲熊 梨香

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第54号

岩手県下閉伊郡山田町大沢第7地割93番地10

債務者 箱石多美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和8年(フ)第16号

岡山県倉敷市福井400番地85

債務者 多田 文彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第58号

福岡県久留米市三潞町西牟田6410番地16

債務者 赤司 秀親

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第59号福岡県久留米市北野町中川2306番地20 森ア
パート2F

債務者 片原 駿斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第21号

北九州市門司区大里東2丁目15番17-702号

債務者 川上 強

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第101号北九州市八幡西区則松4丁目16番3号、前住
所北九州市八幡西区幸神2丁目3番16号

債務者 樋口 有希

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第102号

北九州市八幡西区永犬丸南町3丁目16番11号

債務者 大崎 利美

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第117号北九州市小倉南区北方2丁目12番5-207号、
前住所福岡県田川市大字川宮1420番地2

債務者 古河 勝也

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第119号北九州市小倉南区上吉田3丁目20番1-306
号

債務者 秋月 健治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第120号

北九州市八幡東区西台良町10番10号

債務者 栗原 修一

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第121号北九州市小倉北区清水3丁目10番6-801号、
前住所北九州市小倉南区下石田1丁目19番18
号(205)

債務者 古谷さくら

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第122号

北九州市門司区東本町1丁目5番34-301号
債務者 河本淳一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第5号

北海道北見市東相内町593番地2
債務者 東相内飼材販売こと 藤澤よう子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年(フ)第6号

北海道北見市東相内町593番地2
債務者 中嶋 国夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年(フ)第16号

北海道北見市光西町169番地23 南 和敏方
債務者 竹内 雄司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第205号

茨城県下妻市長塚141番地12 Doux maison
債務者 野村 孝

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和8年(フ)第16号

茨城県筑西市塚原237番地1ヨコタハイツ105
債務者 武内 幸雄(旧姓丸山)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和8年(フ)第116号

埼玉県久喜市栗原3丁目3番地5 サンコー
ポS201号
債務者 木村 敏之

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第140号

さいたま市南区大字大谷口1337番地11
債務者 戸塚キヌ子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第262号

さいたま市大宮区桜木町4丁目882番地2
債務者 鳥海 虹太

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和8年(フ)第270号**
- 埼玉県川口市川口1丁目3番22-201号 エストノワール
債務者 大塚 裕一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第38号**

埼玉県秩父市下影森626番地5
債務者 内田 千晶(旧姓引間)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
- 令和8年(フ)第4号**

埼玉県秩父市大野原2972番地12
債務者 上猶 朗

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
- 令和8年(フ)第2号**

熊本県山鹿市川端町804番地 ノースリバーII
番館B105
債務者 清水 信子

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月8日午前11時30分

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和8年(フ)第10号

大分県中津市大字田尻595番地3
債務者 遠藤 明

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月20日午前11時50分

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和8年(フ)第1378号

東京都文京区千駄木5丁目2-17-202
債務者 鶴巻 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1436号

東京都中野区江古田4丁目25-11 藤マン
ション 1-F
債務者 生坂 英昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1441号

東京都足立区西新井6丁目40-7-102
債務者 榎本いづみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1444号

東京都大田区多摩川2丁目6-2-201
債務者 小池 麻澄

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1541号

東京都江戸川区篠崎町3丁目26-15-101
債務者 高橋 和則

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1577号

東京都杉並区下高井戸3丁目9-22-104
債務者 友利 匡志

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第88号

大阪市大正区鶴町3丁目22番1-611号、住民票上の住所大阪市此花区西島4丁目1番20-3809号

債務者 高田 万琴

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第370号

大阪市淀川区宮原1丁目16番31-1414号
債務者 上河内颯貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第634号

大阪府交野市森北1丁目6番1-203号
債務者 丹羽 信慈

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1371号

東京都世田谷区野沢1丁目14-8-201
債務者 廣野 心花

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1439号

東京都立川市幸町2丁目2-1 西けやき台団地 7棟105号
債務者 高橋 要一

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1518号

東京都足立区谷中1丁目19-1-101
債務者 樺村 英郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1542号

東京都江東区大島7丁目18-19-201
債務者 岡田左右俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1573号

東京都練馬区栄町12-3 C A S A - N
201

債務者 土出 晃久

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1429号

東京都練馬区大泉学園町8丁目7-33-110
債務者 吉峯 玲

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正**令和7年(フ)第2097号**

千葉県八千代市八千代台北7丁目4番地28C
B八千代台ミラ102号室

債務者 熊谷 流一

- 1 主文 当裁判所が令和8年1月20日午後5時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき、「千葉県八千代市八千代台北7丁目4-28C B八千代台ミラ102号室 (住民票上の住所) 千葉県八街市文違133番地23」とあるのを、「千葉県八千代市八千代台北7丁目4番地28C B八千代台ミラ102号室」と更正する。
- 2 決定年月日 令和8年3月5日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

破産手続終結**令和7年(フ)第746号**

福岡市早良区東入部1丁目32番18号
破産者 有限会社ビー・ファクトリー

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1741号

福岡県春日市若葉台西1丁目29番地1
破産者 株式会社80R

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1114号

福岡県糟屋郡久山町大字久原1979番地13、前本店所在地福岡県福津市若木台1丁目13番地の1

破産者 株式会社イペロジャパン

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第234号

栃木県那須塩原市三区町634番地96
破産者 福田キミエ

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第306号

栃木県栃木市藤岡町藤岡5674番地12、開始決定時の住所栃木県栃木市藤岡町大田和275番地3
破産者 オピアンケ オダビ エイブラハム

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第1222号

福岡市西区野方3丁目41番5号
破産者 株式会社トップ住設

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第47号

福井県三方上中郡若狭町新道第64号21番地の2
破産者 株式会社北陸ワークス

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福井地方裁判所敦賀支部

令和7年（フ）第34号

福井県敦賀市公文名82号2番地の7
破産者 株式会社岩本土建

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福井地方裁判所敦賀支部

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年（フ）第1035号**

福岡市南区長丘3丁目18番10号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区長住4丁目9番8号
破産者 森田 泰大

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第747号

福岡市早良区東入部1丁目32番18号
破産者 野田 孝則

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1186号

福岡市早良区室見4丁目5番23-301号
D-Room室見
破産者 野田 真路

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1166号

福岡県筑紫野市湯町2丁目8番27号
破産者 南島機材こと 南島 利行

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第1115号

福岡市東区高美台2丁目52番22号、前住所福岡県糟屋郡久山町大字久原1979番地13
破産者 芝山 温

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第196号

新潟県五泉市丸田384番地1
破産者 木村 真吾

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年（フ）第374号

和歌山市園部844番地2、前住所和歌山市園部193番地 セジュールK102
破産者 向井 敏彦

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年（フ）第581号

大分市大字宮崎1548番地の92
破産者 後藤 成記

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年（フ）第24号

鹿児島県薩摩郡さつま町轟町2番地16
破産者 久保 大地

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年（フ）第43号

青森県黒石市柵ノ木4丁目70番地、開始決定時の住所青森県弘前市大字新里字下樋田79番地
破産者 一戸 隆繁

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年（フ）第648号

川崎市高津区北見方2丁目27番1-102号
多摩川レジデンス
破産者 清水 佳和

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第23号

新潟県上越市牧区東松ノ木465番地
破産者 松野みゆき

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所高田支部

令和6年（フ）第381号

奈良県生駒市東松ヶ丘4番11—603号

破産者 泉本 秋帆

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第112号

奈良県大和郡山市紺屋町23—1 アーバンハイム郡山502号室、開始決定時の住所奈良県大和郡山市九条町204番地7

破産者 古川 大

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第102号

徳島県徳島市中前川町5丁目9番地の1 レオパレス三ツ合橋Ⅱ 206号

破産者 新井 基博

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年（フ）第1047号

福岡県古賀市鹿部482番地

破産者 糸数真里子

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第32号

宮崎県日南市大字隈谷乙1168番地

破産者 藤本 茂樹

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年（フ）第1866号

福岡県飯塚市西町7番56号、前住所福岡県飯塚市宮町3番19号

破産者 沖田砂登美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午後2時30分
令和8年3月2日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1983号

福岡市城南区片江5丁目14番19号、前住所福岡市城南区南片江5丁目21番60—2号

破産者 石橋 理江

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月2日午前10時30分
令和8年3月4日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2299号

福岡県筑紫野市阿志岐2527—2 アイコーポ302号、住民票上の住所福岡県筑紫野市石崎3丁目31番1号

破産者 松本 善也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月12日午前11時30分
令和8年3月4日
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第225号

（最後の住所）岐阜市西中島5丁目3番1号
破産者 亡櫻井アウロラことSAKURAI AURORA ARCIBAL相続財産（開始決定時の表示 櫻井アウロラことSAKURAI AURORA ARCIBAL）

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午前10時
令和8年3月6日 岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第4399号

大阪市旭区新森4丁目27番19—507号、前住所大阪市鶴見区横堤4丁目3番36—402号

破産者 長谷川浩三

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月1日午後2時
令和8年3月6日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2207号

福岡市早良区野芥2丁目28番7号

破産者 株式会社高松工務店

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月8日午後1時30分
令和8年3月4日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第2317号

福岡市早良区小田部1丁目19番24号

破産者 有限会社山口建設

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月4日午後2時
令和8年3月6日
福岡地方裁判所第4民事部

債権者集会招集

令和7年（フ）第4317号

大阪市西区江戸堀1丁目23番32—802号

破産者 穴口 博章

- 1 期日 令和8年5月18日午後2時50分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年3月5日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第493号

宮崎市福島町寺山3147番地64

破産者 木田 勝

- 異議申述期間 令和8年4月20日まで
令和8年3月9日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第40号

宮崎県日南市園田1丁目8番29—303号

破産者 時任葵由花

- 異議申述期間 令和8年4月20日まで
令和8年3月9日 宮崎地方裁判所日南支部
- 令和7年（フ）第5967号**
大阪市鶴見区浜2丁目3番62号 シャームゾン・ブラージュ 308
破産者 中西 朗
異議申述期間 令和8年5月8日まで
令和8年3月6日
大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年（フ）第1765号

福岡市東区香椎浜3丁目3番6—716号 モントレー香椎浜サーフタワーイーストウイング

破産者 川添 敏己

- 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
令和8年3月3日
福岡地方裁判所第4民事部

免責審尋期日

令和7年（フ）第3906号

東京都目黒区自由が丘2丁目20—2、開始決定時の住所東京都目黒区上目黒1丁目26—1—1310

破産者 沢野 紀嘉

- 審尋期日 令和8年6月24日午前11時30分
令和8年3月3日
東京地方裁判所民事部第20部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第7号

京都市下京区朱雀分木町28番地の1

清算株式会社 株式会社西勇

代表清算人 平塚 政子

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第5民事部

令和8年（ヒ）第2号

徳島市佐古二番町1番16号

清算株式会社 いわさ株式会社

代表清算人 岩佐 忠俊

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第2072号**

東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT
紀尾井坂6階

清算株式会社 TX-S1号株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第2073号

東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT
紀尾井坂6階

清算株式会社 TX-S2号株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第2106号**

東京都中央区日本橋蛸殻1丁目17番2号
清算株式会社 株式会社ダイヤスター

代表清算人 遠藤 陽子

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

- 1 協定債権の定義
特別清算開始決定時（令和8年1月15日）
までの原因に基づいて、清算株式会社に対し
て発生した財産上の請求権（清算株式会社に対
して有する保証債権を含む）を協定債権と
する。
- 2 弁済の基準となる協定債権
弁済の基準となる協定債権額は、清算株式
会社が、別紙記載の特別清算開始決定時に
おける元金額を債権額とする。
- 3 弁済及び債務免除
(1) 弁済
各協定債権者に対する弁済額は0円とす
る。
(2) 協定債権の免除
各協定債権者は、本協定の成立の決定時
に、清算株式会社に対して有している協定
債権を免除する。
- 4 新たな財産の処理
前項(2)の弁済の後、清算株式会社に新たな
財産が発見されたときは、清算株式会社は、
これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、
換価代金から必要な費用を控除した残額を弁

済の基準となる協定債権額の割合に応じて按
分して弁済する。この場合においては、各協
定債権者が前項(2)の規定により行った協定債
権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力
を失うものとする。

- 5 議決権額
各協定債権者の議決権額は、別紙記載の特
別清算開始決定時における元金額とする。
(別紙省略)

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可**令和7年（再）第1号**

愛知県犬山市大字羽黒字古市場6番地

再生債務者 小弓鶴酒造株式会社

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再
生計画には、民事再生法174条2項各号に該当
する事由はない。
令和8年3月3日

名古屋地方裁判所一宮支部

**小規模個人再生による再生手
続開始****令和8年（再イ）第7号**

名古屋市名東区香流2丁目1105番地 MKマ
ンション2C号

再生債務者 増田 豊藏

- 1 決定年月日 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令
和8年4月9日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（再イ）第15号

札幌市白石区川下4条3丁目3番29号

再生債務者 齋藤めぐみ

- 1 決定年月日 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令
和8年4月17日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第42号

千葉市中央区浜野町565-26（住民票上の住
所千葉市緑区あすみが丘7丁目54番地5）

再生債務者 安生 智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令
和8年4月24日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（再イ）第3号

千葉県木更津市清見台南2丁目9番D棟307
号

再生債務者 重田 奈々

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令
和8年4月24日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（再イ）第44号

沖縄県南城市佐敷字津波古580番地1

再生債務者 新嘉喜真汝

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令
和8年4月20日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（再イ）第37号

福岡県朝倉市甘木2202番地2 エクセレント
カーサ甘木201

再生債務者 熊谷 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月14日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第39号

福岡市早良区飯倉5丁目11番9-406号 グ
リチーネ

再生債務者 田中 達也

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月14日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第55号

大阪府摂津市正雀本町1丁目20番29号 コス
モガーデンR201号（前住所 大阪府吹田
市日の出町10番19号）

再生債務者 矢部美由紀（旧姓澤田）

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月16日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第293号

福岡市中央区鳥飼3丁目7番2-1号

再生債務者 長谷川慶太

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月15日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第42号

沖縄県那覇市字安里9番地1 マンションま
さひろ703

再生債務者 安田 徳子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令
和8年4月22日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（再イ）第7号

北海道上川郡新得町屈足緑町1丁目89番地2

再生債務者 井上 雅之

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令
和8年4月20日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和8年（再イ）第11号

栃木県日光市荊沢599番地50 メゾンドゥ
フェリーチェ I101

再生債務者 大久保雄太

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月24日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年（再イ）第13号

神戸市垂水区西舞子8丁目3番5号

再生債務者 原 絢人

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年（再イ）第21号

神戸市灘区灘北通4丁目1番9号

再生債務者 井上 光彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第133号

兵庫県姫路市神屋町6丁目45番地 M I S T
R A L 姫路駅前IV701号室

再生債務者 花井 悠馬

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年5月7日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第253号

福岡市中央区清川2丁目18番10—1306号

オープンレジデンシア渡辺通南

再生債務者 小畑 勇

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第298号

福岡市早良区百道浜3丁目9番1—305号

プライムメゾン百道浜

再生債務者 宮原 功侍

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第334号

福岡市東区松崎3丁目41番20—1308号 ソロ
ン名島B棟

再生債務者 植竹 博志

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第337号

福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1695番地48

再生債務者 麻生 智望

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第350号

福岡市早良区早良1丁目10番15—3号

再生債務者 前畑 勇樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第1号

沖縄県沖縄市海邦2丁目9番7号 かりゆし
2-D

再生債務者 佐圓 雅俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年（再イ）第4号

沖縄県うるま市勝連平安名455番地

再生債務者 池間 梨臣

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年（再イ）第4号

山形県上山市長清水3丁目4番10号 レ
ビュート長清水A-202号

再生債務者 佐藤 誠

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

山形地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第2号

神奈川県横須賀市西浦賀5—29—7

再生債務者 大塚 浩平

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（再イ）第340号

大阪市福島区玉川4丁目5番3号（営業所の
住所 大阪市中央区瓦町4—5—3 日宝西
本町ビル304）

再生債務者 東 亮介

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第109号

堺市中区八田寺町506番地16

再生債務者 宮本 哲哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和8年（再イ）第3号

大阪府大阪狭山市大野台6丁目19番14—203
号

再生債務者 川本 伊織

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和8年（再イ）第15号

兵庫県加古川市野口町野口286番地の1 東
加古川ハイタウンA棟1107号

再生債務者 斎藤 翼

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月8日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第24号

兵庫県姫路市飾磨区上野田1丁目26番地8
(従前の住所)兵庫県姫路市飾磨区今在家2
丁目89番地メゾン柿ヶ坪201

再生債務者 小椋 麻央

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月8日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第3号

和歌山県橋本市三石台3丁目23番地の1-114

再生債務者 井上 敦雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(再イ)第13号

広島県東広島市西条町上三永2681番地

再生債務者 沖友 千将

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第41号

福岡県春日市紅葉ヶ丘東1丁目43番地

再生債務者 六車 優那

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第69号

鹿児島市鴨池1丁目14番22号 プランタン鴨池802号

再生債務者 田口 一誠

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和8年(再イ)第8号

函館市亀田港町27番5号

再生債務者 増山 佳祐

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月11日まで

函館地方裁判所

令和8年(再イ)第2号

福島県喜多方市字押切3丁目188番地

再生債務者 眞部 泰平

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月11日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和8年(再イ)第2号

三重県松阪市垣鼻町666番地4

再生債務者 足立 清

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

津地方裁判所松阪支部

令和7年(再イ)第8号

山口市大内間田2丁目3番7号

再生債務者 開作 正昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和8年(再イ)第4号

香川県高松市松縄町1004番地7 リベル松縄201

再生債務者 松岡 玲弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係
小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第154号

千葉県船橋市藤原7丁目38番70号

再生債務者 梶原レイリチャード

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
- 令和8年3月6日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第221号

千葉県八千代市上高野1177番地22

再生債務者 松田 宏之

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
- 令和8年3月6日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第25号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地3

サンコートマホロバ1-501

再生債務者 鎌田 安嗣

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
- 令和8年3月5日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第28号

神奈川県逗子市山の根2丁目10番34号 湘南ハイツ102号

再生債務者 上野慎一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
- 令和8年3月5日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第291号

愛知県日進市藤島町五反田50番地5

再生債務者 石田 聡

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
- 令和8年3月5日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第110号

仙台市泉区松森字鹿島50番地の59

再生債務者 八巻 豊浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
- 令和8年3月6日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第22号

山形県村山市大字長善寺39番地

再生債務者 後藤 利美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
- 令和8年3月6日

山形地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第52号

岐阜県下呂市金山町祖師野499番地2

再生債務者 國光 美奈

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
- 令和8年3月6日

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第58号

岐阜県郡上市八幡町大正町13番地
再生債務者 平野 正吾

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日 岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第127号

宮城県塩竈市梅の宮28番2号
再生債務者 白鳥 佳世（旧姓三條）

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第128号

宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南2丁目19番地の9
再生債務者 星 和樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第31号

茨城県龍ヶ崎市4391番地4
再生債務者 香取 晶子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年（再イ）第55号

埼玉県東松山市あずま町4丁目1番地64
再生債務者 永瀬忍こと 李 忍

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月6日 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第123号

東京都町田市忠生3丁目5番地19
再生債務者 石原 真

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第46号

神奈川県厚木市山際594番地1
再生債務者 岡田 和典

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第67号

神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2803番地20
再生債務者 鈴木 恵

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第53号

静岡県浜松市中央区住吉3丁目19番5号
再生債務者 茅野 光治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月9日 静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第210号

札幌市白石区本郷通2丁目北1番11—302号
再生債務者 田幡 悠介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月6日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第253号

札幌市豊平区中の島1条1丁目6番16—805号
再生債務者 国吉 康治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月6日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第269号

札幌市清田区真栄2条2丁目1番25号 ドミ真栄パーク201号
再生債務者 九島 勝義

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月6日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第273号

札幌市豊平区平岸1条13丁目6番16号 第2コーポラスナカ1号
再生債務者 中垣 桃子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月6日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第29号

奈良県生駒郡三郷町立野南1丁目21番17号（103号室）
再生債務者 TSTEPこと 岩城 禎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月5日 奈良地方裁判所

令和7年（再イ）第294号

北海道石狩郡当別町末広123番地80
再生債務者 亀野美奈子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第305号

札幌市西区山の手5条3丁目1番3—407号
再生債務者 藤井るみ子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第310号

札幌市清田区北野2条2丁目24番5—205号
再生債務者 堀内 綾太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第58号

福井市新保1丁目2201番地1
再生債務者 谷口 淑人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日 福井地方裁判所

令和7年（再イ）第127号

京都市北区西賀茂坊ノ後町19番地2 ハウゼ西賀茂 305A
再生債務者 藤井まゆみ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月6日 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第26号

島根県雲南市加茂町加茂中1143番地6
再生債務者 福原 伸幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日 松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第24号

沖縄県うるま市字昆布1275番地 ニューコー
トニー306

再生債務者 田嶋 佳明

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
6日まで

令和8年3月9日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(再イ)第109号

京都市伏見区醍醐上端山町31番地9

再生債務者 オガサワラ工芸こと 小笠原理人

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで

令和8年3月9日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第110号

京都府木津川市木津雲村52番地15

再生債務者 津田 智之

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで

令和8年3月9日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第143号

京都市中京区麩屋町通三条上る下白山町306
番地1 コスモ三条麩屋町 304号

再生債務者 岡本 昌子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日
付け再生計画面案

2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
9日まで

令和8年3月9日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第347号

福岡市早良区室見5丁目13番28-403号 グ
ランツリー室見

再生債務者 高木 憲治

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで

令和8年3月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第348号

福岡市早良区室見5丁目13番28-403号 グ
ランツリー室見

再生債務者 高木 純子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで

令和8年3月2日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第267号

福岡市早良区原8丁目1番1-103号 マイ
プレイス原

再生債務者 前原 桃子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月24日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
24日まで

令和8年3月3日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第300号

福岡市東区箱崎4丁目39番6号 フレグランス
箱崎101号

再生債務者 長崎 誠一

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月25日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで

令和8年3月4日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第125号

兵庫県姫路市名古山町8番28-505号 リ
パーオーク

再生債務者 柴山 璃久

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
2日まで

令和8年3月5日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第123号

福岡市城南区堤1丁目11番22号 第2堤ハイ
ツ 410号

再生債務者 佐々木克輝

1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで

令和8年3月5日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第326号

福岡県朝倉市上秋月299番地

再生債務者 内田 英児

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月21日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで

令和8年3月5日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第170号

神戸市北区鈴蘭台東町5丁目2番15号 ウィ
ロー東町B-5号(従前の住所) 神戸市北区

藤原台北町6丁目6番10号

再生債務者 一朝商事こと 小池 恵

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月27日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで

令和8年3月6日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第296号

福岡市博多区東那珂3丁目1番40-302号
エクレール博多南

再生債務者 田本 美咲

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月27日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで

令和8年3月6日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第12号

広島県三原市木原3丁目8番25号

再生債務者 向谷 勝彦

1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月2日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
2日まで

令和8年3月5日 広島地方裁判所尾道支部

令和7年(再イ)第29号

鹿児島県始良市加治木町朝日町69番地2

再生債務者 榎木 泰孝

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月3日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで

令和8年3月6日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第31号

青森市幸畑2丁目7番10号

再生債務者 武蔵 和雄

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
付け再生計画面案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月6日

3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
6日まで

令和8年3月9日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第36号

青森市八重田4丁目1番18号

再生債務者 蝦名 伸治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第26号

神戸市西区伊川谷町有瀬14番地の21 プリマ

ペーラ503号

再生債務者 葛原 將司

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月6日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年（再イ）第4号

宮崎県串間市大字本城7605番地4

再生債務者 橋野景一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月9日

宮崎地方裁判所日南支部

小規模個人再生による再生手**続廃止****令和7年（再イ）第455号**

大阪府大東市三箇3丁目11番47号 LUAN

A304号

再生債務者 楨 一樹

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年3月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（再イ）第105号

京都市右京区梅津上田町38番地 ピュアハウ

ス101号

再生債務者 茶谷 静児

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年3月9日

京都地方裁判所第5民事部再生係

**給与所得者等再生による再生
手続開始****令和7年（再口）第4号**

鹿児島県霧島市隼人町見次961番地1 ロイ

ヤルガーデン見次101号

再生債務者 小野 悦子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和8年（再口）第3号

神戸市東灘区本山南町1丁目1番3号 ロイ

ヤル本山南401号

再生債務者 稲田 弘樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**共有物の変更に係る裁判に関
する異議の催告**

次の申立人から別紙共有物目録表示の共有物について共有物の変更に係る裁判の申立てがあったので、次の共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、共有物の変更に係る裁判がされることとなります。

令和7年（チ）第18号

福岡県大野城市横峰2丁目3番10号

申立人 株式会社ジャストライト

住所 不明

（商業登記簿上の本店）福岡市中央区大名一

丁目4番34号

（不動産登記記録上の住所）福岡市中央区大

名二丁目1番7号

共有者 株式会社国土開発

住所 不明

（商業登記簿上の本店）福岡市中央区高砂一

丁目23番2号

（不動産登記記録上の住所）福岡市中央区舞

鶴一丁目3番14号

共有者 株式会社大丸地所

（不動産登記記録上の商号）株式会社三井土地

開発

届出期間満了日 令和8年5月1日

令和8年3月5日

福岡地方裁判所第4民事部

（別紙）共有物目録

所在 大野城市大字上大利

地番 603番4

地目 山林

地積 454平方メートル

共有者株式会社国土開発持分 136分の34

共有者株式会社大丸地所持分 136分の1

**所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和8年（チ）第2号

群馬県伊勢崎市豊城町1485番地11

申立人 木村みどり

住所・居所 不明

（閉鎖登記簿上の本店）群馬県伊勢崎市曲輪

町5番17号

（不動産登記記録上の住所）群馬県伊勢崎市

曲輪町5番17号

所在等不明共有者 東毛不動産株式会社

届出期間満了日 令和8年7月6日

令和8年3月5日

前橋地方裁判所

（別紙）物件目録

所在 伊勢崎市豊城町

地番 1485番12

地目 宅地

地積 51.62平方メートル

所在等不明共有者持分 4分の1

令和7年（チ）第59号

大阪市生野区新今里3丁目20番21号ドリーム

21新今里202号

申立人 岡部茂こと 全 茂

住所・居所 不明

（基本証明書（詳細）上の住所）大韓民国済

州特別自治道済州市旧左邑金寧港3キル10の

4

所在等不明共有者 李 承根

住所・居所 不明

（基本証明書（詳細）上の住所）大韓民国全

羅南道谷城郡玉果面鳳亭キル48の7

所在等不明共有者 李 垠叔

届出期間満了日 令和8年7月10日

令和8年3月5日 大阪地方裁判所

（別紙）物件目録

1 所在 大阪市生野区巽北1丁目

地番 753番9

地目 宅地

地積 66.32平方メートル

所在等不明共有者李承根の持分 20分の3

所在等不明共有者李垠叔の持分 20分の3

2 所在 大阪市生野区巽北1丁目

地番 753番11

地目 公衆用道路

地積 12平方メートル

所在等不明共有者李承根の持分 20分の3

所在等不明共有者李垠叔の持分 20分の3

3 所在 大阪市生野区巽北1丁目753番地9

家屋番号 753番9

種類 居宅・作業場

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 49.68平方メートル

2階 43.06平方メートル

所在等不明共有者李承根の持分 20分の3

所在等不明共有者李垠叔の持分 20分の3

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることとなります。

令和8年(チ)第3号

鹿児島県日置市伊集院町麦生田277番地
申立人 宮下 康弘
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 愛知県西尾市羽塚町北側102番地3
所在等不明共有者 中村 俊幸
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 愛知県碧南市春日町四丁目39番地
所在等不明共有者 中村 俊広
届出期間満了日 令和8年7月9日
令和8年3月4日 鹿児島地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 日置市伊集院町麦生田字越ノ字都地番 293番3
地目 田
地積 1084平方メートル
所在等不明共有者 中村 俊幸の持分 672分の42
所在等不明共有者 中村 俊広の持分 672分の27

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第62号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡増井一夫の最後の住所) 神戸市東灘区深江南町3丁目2番15号
所有者 亡増井一夫相続財産
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月5日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市東灘区深江南町3丁目
地番 44番3
地目 宅地
地積 53.91平方メートル
2 所在 神戸市東灘区深江南町3丁目44番地3
家屋番号 44番3
種類 居宅
構造 木造スレート葺平家建
床面積 29.16平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第15号

茨城県水戸市西原3丁目2番9号
申立人 笹島 康史
住所・居所 不明
(亡笹島利昌の最後の住所) 茨城県かすみがうら市穴倉6202番地10ハートワン霞ヶ浦
所有者・共有者 亡笹島利昌相続財産
届出期間満了日 令和8年4月24日
令和8年2月24日 水戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 ひたちなか市八幡町
地番 7241番
地目 畑
地積 209平方メートル
持分 24分の3

令和8年(チ)第2号

富山市西中野町1丁目7番27号
申立人 タカノ興発株式会社
代表者代表取締役 高野 二郎
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 富山市下新20番地
所有者 日本鉄工株式会社
届出期間満了日 令和8年5月8日
令和8年3月3日 富山地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 富山市下新北町字長割
地番 3番1
地目 畑
地積 55平方メートル
令和7年(チ)第13号
岐阜県中津川市茄子川2077番地の184
申立人 三和建设株式会社
住所・居所 不明
(固定資産評価証明書上の住所) 岐阜県中津川市茄子川408番地
所有者 幸脇銀次郎
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月4日 岐阜地方裁判所多治見支部

(別紙) 物件目録

所在 中津川市茄子川字堀田
地番 322番2の2
地目 原野
地積 79平方メートル
令和7年(チ)第60号
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
大阪市北区西天満4丁目9番12号
所有者 株式会社デサイドワークス
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月5日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市長田区大谷町2丁目
地番 1番23
地目 宅地
地積 175.50平方メートル

令和8年(チ)第1号

広島県呉市神原町10番29号
申立人 山本 大介
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地の419
共有者 北川 敏恵
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 三原市東町417番地
所有者・共有者 越智まり子
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月4日 広島地方裁判所尾道支部

(別紙) 物件目録

1 所在 三原市鷺浦町向田野浦
地番 2488番1
地目 公衆用道路

地積 390平方メートル
共有者 北川 敏恵の持分 15分の1
共有者 越智まり子の持分 15分の1
2 所在 三原市鷺浦町向田野浦
地番 2488番12
地目 雑種地
地積 125平方メートル
所有者 越智まり子

令和8年(チ)第1号

鹿児島県大島郡瀬戸内町阿木名500番地2
申立人 有限会社緑原砕石
住所・居所 不明
(亡郡武二の最後の本籍) 鹿児島県大島郡東方村大字阿木名171番地
所有者 亡郡武二相続財産
(不動産登記記録上の所有者) 郡 武二
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月4日 鹿児島地方裁判所名瀬支部

(別紙) 物件目録

1 所在 大島郡瀬戸内町大字阿木名字茱法
地番 364番
地目 原野
地積 9717平方メートル
2 所在 大島郡瀬戸内町大字阿木名字茱法
地番 366番
地目 原野
地積 5490平方メートル

令和8年(チ)第1号

那覇市若狭3丁目9番17号セラマンション2階
申立人 瀬良垣 健
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) (記載なし)
所有者 不明 (管理者 琉球政府)
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月4日 那覇地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 那覇市若狭3丁目
地番 3番33
地目 宅地
地積 6.77平方メートル
2 所在 那覇市若狭3丁目
地番 3番34
地目 宅地
地積 4.42平方メートル
3 所在 那覇市若狭3丁目
地番 3番35
地目 宅地
地積 2.28平方メートル

4	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番36 宅地
5	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番37 宅地
6	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番38 宅地
7	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番39 宅地
8	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番40 宅地
9	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番41 宅地
10	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番42 宅地
11	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番43 宅地
12	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番44 宅地
13	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番45 宅地
14	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番46 宅地

15	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番47 宅地
16	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番48 宅地
17	所在 地番 地目	那覇市若狭3丁目 3番49 宅地

6.77平方メートル
地積

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日まで当該裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第3号
北九州市小倉北区古船場町5番33号
申立人 株式会社アインハウス
代表者代表取締役 田中 雅顕
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 嘉徳郡嘉徳町大字字隈1745番地2
所有者 深山 知己
届出期間満了日 令和8年5月7日
令和8年3月4日 福岡地方裁判所第2支部(別紙) 物件目録
所在 嘉麻市牛隈字砥ヶ谷1745番地2
家屋番号 1745番2の10
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 78.08平方メートル

会社その他の公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十九日
掲載頁 一八七頁(号外第一三六号)
令和八年三月十七日

(乙) 東京千代田区大手町一丁目九番二号
(甲) 株式会社野村総合研究所
代表取締役 柳澤 花芽
東京都江東区木場一丁目五番二五号
(乙) NRI社会情報システム株式会社
代表取締役 大和俊明

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://aptalenthub.co.jp>
令和八年三月十七日
東京都稲城市平尾三丁目七番地の五
(甲) 株式会社AppTalentHub
代表取締役 宮崎 翼
東京都稲城市平尾三丁目七番地の五
(乙) 合同会社NoCodeCamp
代表社員 宮崎 翼

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十一日
掲載頁 七十四頁(号外第一二九号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十一日
掲載頁 七十七頁(号外第一二九号)

令和八年三月十七日
東京都中央区銀座一丁目一番一号
(甲) コナミゲーミングテクノロジ株式会社
代表取締役 中川 洋祐
神奈川県座間市東原五丁目一番一号
(乙) コナミゲーミングジャパン株式会社
代表取締役 東尾 公彦

合併公告

左記法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。この合併については令和八年三月四日付で長野県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日
長野県長野市上松五丁目三番一〇号
(甲) 医療法人博和会
理事長 竹内 博人
長崎県北松浦郡佐々町石免一〇八番地三
(乙) 医療法人みなづき
理事長 秋月 誠一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 一〇七頁(号外第一三八号)
令和八年三月十七日
名古屋市中区牛島町六番一号
(甲) トヨタファイナンス株式会社
代表取締役 西 利之
大阪府池田市タイハツ町一番一号
(乙) タイハツ信販株式会社
代表取締役 小寺 聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

掲載頁 一九一頁(号外第一三六号)

https://naac.nacj-group.com

令和八年三月十七日

愛知県安城市野寺町宝殿八九番地八

(甲)株式会社UACJ Marketing& Processing

代表取締役 伊藤 智康

東京都港区浜松町一丁目一〇番一七号

(乙)株式会社UACJツルシセンター

代表取締役 高橋 明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月十八日

掲載頁 一五一頁(号外第二七六号)

令和八年三月十七日

大分市三佐六丁目三番二五号

(甲)株式会社タカフジ

代表取締役 佐藤 隆彦

大分市三佐六丁目二番五〇号

(乙)攝津工業ホールディングス株式会社

代表取締役 佐藤 隆彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲はその電子機器及び電子部品等の輸出入及び販売に関する事業その他一切の事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 七十六頁(号外第二八六号)

令和八年三月十七日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリー

ンヒルズMORIタワー三五階

(甲)アロー・エレクトロニクス・ジャ

パン株式会社

代表取締役 村井 西伊

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリー

ンヒルズMORIタワー三五階

(乙)アロー・ジャパン合同会社

代表社員 アロー・エレクトロニクス・

(シーアイ)・リミテッド

職務執行者 ラファエル・サルミ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲はその半導体製品、電子機器及び電子部品等の輸出入及び販売に関する事業その他一切の事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 七十八頁(号外第二八六号)

令和八年三月十七日

横浜市港北区新横浜三丁目一九番一五号

(甲)株式会社チップワンストップ

代表取締役 ラファエル・サルミ

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリー

ンヒルズMORIタワー三五階

(乙)アロー・ジャパン合同会社

代表社員 アロー・エレクトロニクス・

(シーアイ)・リミテッド

職務執行者 ラファエル・サルミ

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人幸貞会(広島県福山市沖野上町六丁目二番二四号)に対して当法人の周治ファミリークリニックの事業に関する権利義務を承継させることいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

広島県三原市本郷南五丁目一九番一五号

医療法人社団いしねファミリークリニック

理事長 石根 典幸

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号はCTE株式会社とします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

仙台市宮城野区榴岡四一六一三・二F

合同会社プレスト

代表社員 三浦 貴博

組織変更公告

当社は株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

仙台市青葉区本町一丁目一三番二四号

トラスト就労支援合同会社

代表社員 株式会社ティーパーティ

職務執行者 安藤 寛

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都北区赤羽南一丁目一五番三二四〇七号モア・クレスト赤羽公園

M&M合同会社

代表社員 町田なな子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号はNetimp株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月十九日に予定しております。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸

Netimp合同会社

代表社員 平 隼

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区港南二丁目一六一四品川グラン

ドセントラルタワー八F

合同会社KF17

代表社員 河村 謙信

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号はMadoka株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月十八日であり、当社、出資社員の同意取得は令和八年三月九日に終了しております。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町

ダイヤビル二F

Madoka合同会社

代表社員 職務執行者 穎川 茂生

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月二十日であり、組織変更後の商号は1230Assets株式会社とします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

神奈川県横浜市泉区新橋町一三四二番地六

合同会社GASH

代表社員 加藤 貴幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は株式会社 R.e. NKとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

愛知県西尾市一色町一色山荒子三一番地二

合同会社 R.e. NK

代表社員 加藤香の未

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第2

L.U.C.A.合同会社

代表社員 伊東 佑実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

愛知県豊田市本地町二丁目一〇五番地

合同会社 SEIHA

代表社員 尾関 初美

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

広島県福山市沼隈町上山南五〇四番地一四

合同会社 ラックスワン

代表社員 松本 直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

令和八年三月十七日

仙台市青葉区宮町三丁目七一五八

合同会社 竹ノ傘

代表社員 山崎 晃東

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都北区中里一丁目六番五号

東桜株式会社

代表取締役 秋篠 史子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千十万円減少し九百九十九万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月一日に終了しております。

令和八年三月十七日

大阪府北区曾根崎新地一丁目三番二二

株式会社 ロン

代表取締役 飯沼 辰朗

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億八千四百四万六千七百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

栃木県那須塩原市北弥六四〇二番地一

株式会社 サンリツホールディングス

代表取締役 飯笹 浩之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区南青山五丁目六番一九号

チンクエチエント株式会社

代表取締役 山下 泰樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千五百万円減少することいたしました。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区南平台町二番一七号 A-1 P L

ACE渋谷南平台四階

Terra Drone株式会社

代表取締役 徳重 徹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少することいたしました。

令和八年三月十七日

大分市三佐六丁目二番五〇号

攝津工業ホールディングス株式会社

代表取締役 佐藤 隆彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億六千三百六十三万九千七百七十七円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目二番二二

株式会社 HOKUTO

代表取締役 山下 颯太

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山五丁目六番一九号

チンクエチエント株式会社

代表取締役 山下 泰樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十九億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区南平台町二番一七号 A-1 P L

ACE渋谷南平台四階

Terra Drone株式会社

代表取締役 徳重 徹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十七日

長崎県佐世保市知見寺町一四一〇番地

株式会社 佐世保カントリー倶楽部

代表取締役 田中 幹人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十七日

秋田県秋田市川尻町大川反一七〇番地の三

文化シャッター秋田販売株式会社

代表取締役 伊藤 直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十七日

仙台市太白区柳生字上河原一九番地

有限会社 佐藤園芸

代表取締役 佐藤 泰之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十七日

秋田県秋田市川尻町大川反一七〇番地の三

文化シャッター秋田販売株式会社

代表取締役 伊藤 直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十七日

東京都江東区冬木二三番四号

株式会社 日刊木材新聞社

代表取締役 岡田 直次

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十七日

長崎県佐世保市知見寺町一四一〇番地

株式会社 佐世保カントリー倶楽部

代表取締役 田中 幹人

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社タカフジと合併して解散することいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年三月十七日

大分市三佐六丁目二番五〇号

攝津工業ホールディングス株式会社

代表取締役 佐藤 隆彦

限定承認公告

本籍大阪府大阪市阿倍野区文の里四丁目一八番地、最後の住所大阪府平野区瓜破西二丁目四番六号 被相続人 亡 安彦 竹男 右被相続人は令和七年十一月二十一日死亡し、その相続人は令和八年三月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月十七日 大阪府平野区瓜破西二丁目四番六号 限定承認者 安彦 昌紀

任意清算公告

当法人は、令和八年三月五日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十七日 東京都墨田区緑三丁目二〇番八一八〇三号 司法書士法人大野事務所 社員 大野 静香

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百三十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikai-home.com/axess/0045/index.html 令和八年三月十七日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階 ジー・ジェイ・レジデンス・ナイン特定目的会社 取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千六十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikai-home.com/axess/0058/index.html

令和八年三月十七日 東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階 ジー・ジェイ・ワン・レジデンス・ツー特定目的会社 取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 二〇九頁(号外第八十一号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 エチゴ特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年九月五日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 六十頁(号外第二〇一号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 日光Plus13ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年九月五日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 六十頁(号外第二〇一号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 日光Plus13ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

令和七年九月五日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 六十一頁(号外第二〇一号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 日光Plus14ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金二十億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年五月十四日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 一〇四頁(号外第一〇六号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 日光Plus16ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金七億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 二〇八頁(号外第八十一号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 日光Plus19ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月十日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 二〇八頁(号外第八十一号) 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 日光Plus19ホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

令和七年十月二十七日 掲載の日付 令和八年三月十七日 掲載頁 五十六頁(号外第三三八号) 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 AAJ K特定目的会社 取締役 鄭 武壽

債権申出の公告(第三回)

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことに終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年二月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年三月十七日 福岡県北九州市八幡東区東田一丁目七番五号 株式会社有菌製作所確定給付企業年金 清算人 吉村 美裕

訂正公告

令和八年三月九日(号外第四十八号)掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、株式会社エデュケアの決算公告「第59期決算公告」とあるは「第59期決算公告」、株式会社クリエイトの決算公告「第59期決算公告」とあるは「第59期決算公告」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

令和八年三月十七日 神戸市垂水区学が丘四丁目一〇番三五号 小橋ビル2F (甲)株式会社エデュケア 代表取締役 西川 修

神戸市垂水区学が丘四丁目一〇番三五号 小橋ビル2F (乙)株式会社クリエイト 代表取締役 西川 修

正 誤

ページ段 行 誤 正

昭和三十八年六月二十二日文化財保護委員会告示第五十一号(天然記念物に指定する件)(原稿誤り)

Table with 2 columns: Page/Line, Error/Correction. Contains corrections for page numbers and line numbers in various documents.